

目 次

第Ⅳ部 優先権

第1章 パリ条約による優先権

1. パリ条約による優先権の趣旨	2
2. パリ条約による優先権主張の要件	3
2.1 優先権の主張ができる者	3
2.2 優先権の主張ができる期間	3
2.3 優先権主張の基礎とすることができる出願	3
3. パリ条約による優先権の主張の効果	3
4. パリ条約による優先権の主張の効果についての判断	4
4.1 基本的な考え方	4
4.2 優先権の主張の効果の判断例	5
4.3 部分優先又は複合優先の取扱い	7
4.4 優先権主張の基礎となる出願が優先権主張を伴う場合の取扱い	9
4.5 微生物の寄託と優先権主張	9
5. パリ条約による優先権主張の審査上の取扱い	9
5.1 優先権の主張の効果について判断が必要な場合	9
5.2 優先権の主張の効果が認められないために拒絶の理由が生じる出願の取扱い	10
6. その他の留意事項	10
6.1 パリ条約による優先権主張を伴う出願の分割又は変更	10
6.2 パリ条約の例による優先権	10
6.3 特許協力条約に基づく国際出願と優先権	10
6.4 特殊な出願に基づくパリ条約による優先権主張の取扱い	11
6.4.1 分割出願又は変更出願に基づく優先権主張の取扱い	11
6.4.2 米国における一部継続出願に基づく優先権主張の取扱い	11
6.4.3 米国等における仮出願に基づく優先権主張の取扱い	12

第2章 国内優先権

1. 国内優先権の趣旨	1
2. 国内優先権の主張の要件	1
2.1 優先権の主張ができる者	1
2.2 優先権の主張ができる期間	2
2.3 優先権主張の基礎とすることができる先の出願	2
3. 国内優先権の主張の効果	2
4. 国内優先権の主張の効果についての判断	2
4.1 基本的な考え方	2
4.2 部分優先又は複合優先の取扱い	3
4.3 優先権主張の基礎とされた出願が優先権主張を伴う場合の取扱い	3
4.4 微生物の寄託と優先権主張	4
5. 国内優先権の主張の審査上の取扱い	4
6. その他の留意事項	4
6.1 国内優先権の主張を伴う出願の分割又は変更	4
6.2 国内優先権の主張の基礎とされた出願の取下げ	4

